

# 山陽小野田市地域防災計画

## 【計画修正方針(案)】

平成24年 12月  
山陽小野田市

# 目 次

---

1. 計画の目的	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の特徴	2
2. 計画の体系	3
3. 主な修正ポイント	4
第1編 総則	4
第2編 災害予防計画	5
◆自主防災組織の育成強化	8
◆避難予防対策	9
◆災害時要援護者の安全確保	9
◆避難所の運営	10
◆避難所における心と身体のケア	10
第3編 災害応急対策計画（風水害等対策編）	11
第4編 災害応急対策計画（地震・津波対策編）	14
◆地震・津波に対する予防・応急対策	17
◆津波情報の種類	18
◆津波発生時の避難行動について特に住民が留意すべき事項	18
◆地震情報の種類	19
◆地震発生時の避難行動について特に住民が留意すべき事項	20
第5編 復旧・復興計画	21
4. 資料編	23



# 1. 計画の目的

---

## (1) 計画策定の背景

地震、台風、ゲリラ豪雨などによる災害は、多くのかけがえのない命や財産、平穏な生活を脅かし、ときに地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらすものです。

平成21年、平成22年の豪雨・大雨災害は、幸いにも人命に被害がなかったものの、市民の財産に多大な損害を与えました。

また、東日本大震災では、広範囲にわたり、想定外ともいえる甚大な被害をもたらし、地震・津波に対する防災対策の抜本的な見直しが必要であることを再認識させられました。そのため、今後起こり得ると予測される南海トラフの巨大地震について、現在、国や県で検討が進められているところです。

山陽小野田市では、平成24年6月に、防災に対する基本理念を定めるとともに、市民、事業者、市それぞれの責務と役割を明らかにし、今後の災害対策の基本方針を示す防災基本条例を制定しました。

これらを踏まえ、社会情勢や環境の変化、国や県の最新の動向に対応するため、山陽小野田市における災害履歴や地域資源、地域性を考慮したうえで災害に強いまちづくり、減災に基づく災害対策を推進するための指針とすることを目的に、平成18年度に策定した山陽小野田市地域防災計画の見直しを行うこととしました。

## (2) 計画の位置付け

地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、山陽小野田市防災会議が作成するもので、本市の地域における災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する事項を定め、市などの防災関係機関が行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

山陽小野田市防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、防災計画の作成と実施の推進を図るために設置されるもので、市長が会長となり、市、県、国の防災担当部局やライフライン各社をはじめとする公共企業などの防災関係機関の職員で構成されています。

山陽小野田市地域防災計画は、国の防災基本計画、山口県の地域防災計画との整合性を図りながら、地域における防災対策に関する総合的かつ基本的性格を有するものです。そのため、山陽小野田市総合計画をはじめ、他の部門別計画等で定める防災に関する規定との整合性を図ります。

### (3) 計画の特徴

計画の主な特徴は、次のとおりです。

- ① 今後講じられる国の防災対策の強化や法改正の動向を踏まえるとともに、フロー図等を用いて使いやすさを重視し、総則、災害予防計画等について整理します。
- ② 平成 18 年度以降の最新の情報に基づき計画全体を修正し、社会情勢や都市構造の変化、高齢化の進展などに対応するため、市民、事業者、学校等の防災力の向上をはじめ、市との連携を重視する計画とします。
- ③ 東日本大震災以降の地震・津波に関する最新の国の動向及び各種審議会・研究会等の報告について十分に踏まえた計画とします。特に、津波対策については、「津波対策推進法」(平成 23 年)、国や県の南海トラフの巨大地震についての検討結果などを踏まえて作成します。
- ④ 災害予防計画については、計画の内容を体系的に整理し、具体的な事業や取組等を含めることで、地域防災計画の実効性を高めます。
- ⑤ 近年の災害において、高齢者などの災害時要援護者の逃げ遅れなどによる被害が多発していることから、自主防災組織等と連携して災害時要援護者の救援救護対策の充実を図ります。
- ⑥ 計画の目次構成は山口県の地域防災計画に沿ったものとし、容易に比較ができるよう整理します。

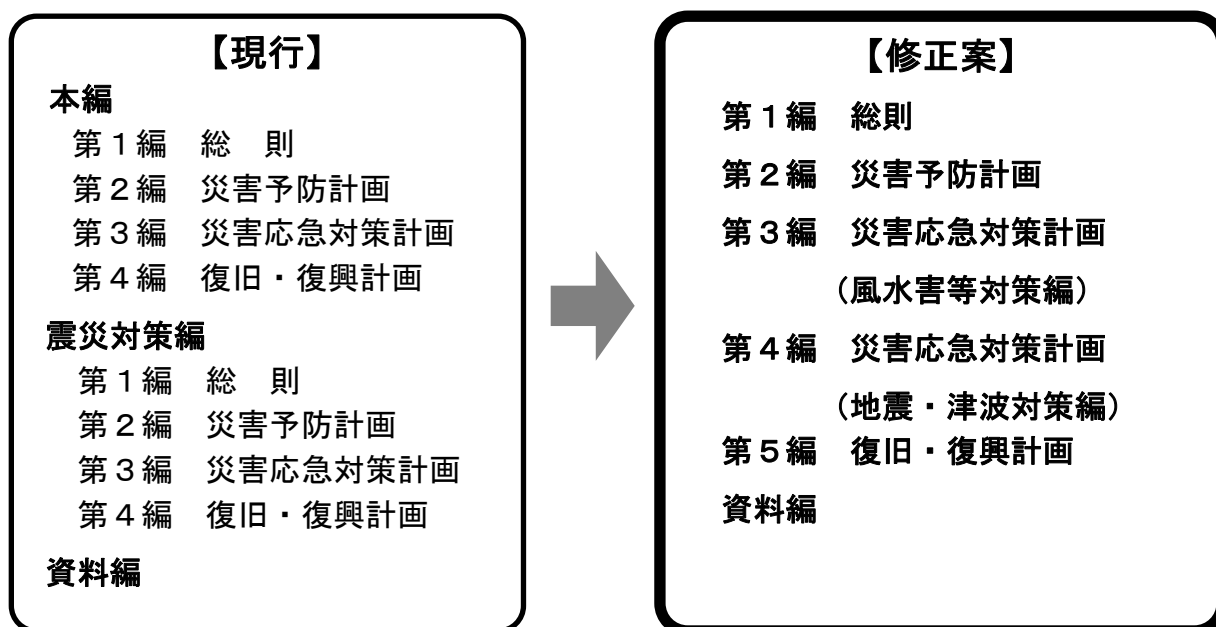
## 2. 計画の体系

この計画は「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画（風水害等対策編）」、「災害応急対策計画（地震・津波対策編）」、「復旧・復興計画」の5編と資料編で構成します。

現行計画では本編（風水害等対策編）と震災対策編に分かれていますが、各編の総則、災害予防計画、災害復旧計画で重複部分が多いことから、計画構成の再整理を行います。計画書を最小化し、重複した情報を整理・統合することで、よりわかりやすく、活用しやすい計画とします。また、資料編においては災害対策の実務的な各種マニュアル等を含むものとし、より一層の災害対応能力の向上を目指します。

現行の地域防災計画の構成		総則	災害予防計画	災害応急対策計画	復旧・復興計画
本編	風水害対策、土砂災害対策、大規模事故対策	●	●	●	●
震災対策編	震災対策、津波対策	●	●	●	●
資料編	各編に関する資料				

### ■体系の見直し



## 3. 主な修正ポイント

### 第1編 総則

総則では、本編及び震災対策編の内容をとりまとめるとともに、計画の目的や災害対策の主体となる市及び防災機関の業務大綱、市民・事業者の役割、市の災害履歴、市の被害想定等を最新の情報により修正します。

体系	主な見直しのポイント
<b>第1章 計画の方針</b> 第1節 目的 第2節 計画の性格 第3節 計画の前提となる災害 第4節 防災に関する組織及び実施責任 第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 第6節 地震防災緊急事業5箇年計画 第7節 地震防災戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画の目的、計画で扱う災害の範囲等、市の基本的な考え方を示します。</li> <li>●市をはじめ防災関係機関の業務大綱を明確にします。</li> <li>●自助・共助・公助を担う主体の責務と役割、相互の連携を示します。</li> </ul>
<b>第2章 防災からみた山陽小野田市の概況</b> 第1節 自然的条件 第2節 社会的条件 第3節 山陽小野田市の災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市の面積や地形等の自然的条件、人口推移や交通などの現況を図表を用いて示します。</li> <li>●山陽小野田市における過去の災害履歴等を示します。</li> </ul>
<b>第3章 山陽小野田市の地震環境と地盤</b> 第1節 地震活動環境 第2節 地盤挙動 第3節 津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の指針に基づき最新のものを明示します。</li> </ul>
<b>第4章 被害想定</b> 第1節 風水害等 第2節 大規模事故災害等 第3節 想定震度 第4節 歴史地震 第5節 活断層による地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最新の国・県の資料等に基づき、市の被害想定を示します。</li> <li>●大規模事故災害等についての被害想定等を追加します。</li> </ul>

## 第2編 災害予防計画

減災に向けた意識づくり・仕組みづくりを行うとともに、市・市民・事業者等が相互に連携・協力する防災コミュニティの形成を目指します。

なお、施策や事業を位置付けることで、計画の推進、進捗状況の点検・評価がしやすくなるよう、内容の見直しを行います。

体 系	主な見直しのポイント
<b>第1章 防災思想の普及啓発</b> 第1節 自主防災思想の普及啓発 第2節 防災知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災教育を通じて、減災に向けた意識啓発を図るとともに、正しい知識を身につけることを目指します。</li> <li>●地域防災上必要な教育及び広報に関する計画を定め、率先避難者の養成に関する記載を追加します。</li> </ul>
<b>第2章 防災活動の促進</b> 第1節 消防団・水防団の育成強化 第2節 自主防災組織の育成 第3節 企業防災活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民や防災関係機関、学校、事業者等の参加を得た防災訓練や、研修会等の充実を図ります。</li> <li>●企業に対しては、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行います。</li> <li>●リーダー研修や市との相互連携など自主防災組織のサポート体制を整備し、訓練等を通して自主防災組織の自主性の醸成を図ります。</li> </ul>
<b>第3章 防災訓練の実施</b> 第1節 訓練の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画の視点を取り入れた訓練等の実施について記載します。</li> </ul>
<b>第4章 自然災害に強い市土の形成</b> 第1節 市土の現況と保全対策 第2節 災害危険区域の設定 第3節 防災パトロールの実施 第4節 避難場所の整備 第5節 避難路の整備 第6節 延焼遮断帯の整備 第7節 道路の整備 第8節 公園の整備 第9節 河川・海岸の整備 第10節 港湾・漁港の整備 第11節 市街地防災対策の整備 第12節 農山漁村地域の防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山口県地震・津波防災対策検討委員会における浸水想定地域における対応、津波防災地域づくりに関する記載を追加します。</li> <li>●河川・海岸の整備は山口県の防災計画掲載事項</li> <li>●港湾・漁港の整備は山口県の防災計画掲載事項</li> <li>●市街地防災対策の整備は山口県の防災計画掲載事項</li> <li>●農山漁村地域の防災対策の推進は山口県の防災計画掲載事項</li> </ul>
<b>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</b> 第1節 建築物の耐震化 第2節 ライフライン施設の耐震化 第3節 交通施設の耐震性の確保等 第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保	
<b>第6章 土砂・地盤災害の予防</b> 第1節 土砂災害の予防 第2節 地盤災害の予防	



体 系	主な見直しのポイント
<b>第7章 災害情報体制の整備</b> 第1節 災害情報の収集、連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線、携帯電話（防災メール、緊急地震速報、エリアメール等）、コミュニティFMを通じて市民が災害情報を入手できるように、情報入手手段の周知及び、情報提供手段の充実について示します。</li> <li>●土砂災害対策として、気象情報等の監視、地域住民等からの土砂災害の前兆現象等の情報連絡に対応、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報の把握、土砂災害警戒情報の把握など情報収集体制の強化について示します。</li> </ul>
<b>第8章 災害応急体制の整備</b> 第1節 職員の体制 第2節 防災関係機関相互の連携体制 第3節 自衛隊との連携体制 第4節 海上保安部・署との連携体制 第5節 防災中枢機能の確保、充実 第6節 防災資機材の整備 第7節 水防資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務継続計画（BCP）の作成に向けた記載を追加します。</li> <li>●大規模災害時の救助部隊の活動拠点の広域的確保に関する記載を追加します。</li> <li>●海上保安部・署との連携体制は山口県の防災計画掲載事項</li> <li>●水防資機材の整備は山口県の防災計画掲載事項</li> </ul>
<b>第9章 避難予防対策</b> 第1節 避難計画 第2節 土砂災害警戒区域における警戒避難計画 第3節 浸水想定区域における警戒避難計画 第4節 学校その他防災上重要な施設の避難計画 第5節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	
<b>第10章 救助・救急、医療活動</b> 第1節 救助・救急活動 第2節 医療活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●備蓄医薬品について記載を追加します。</li> <li>●消防局と災害拠点病院等との連携、トリアージや応急的な治療活動、現地救護所の設置、医療機関への迅速な搬送、心のケア対策、放射性物質事故災害患者への対応を定めます。</li> <li>●DMAT等、医療支援活動における受入れ体制及び連携体制について定めます。</li> </ul>
<b>第11章 災害時要援護者対策</b> 第1節 社会福祉施設、病院等の対策 第2節 在宅災害時要援護者対策 第3節 防災知識の普及啓発・訓練 第4節 避難所対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に被害を受けやすい高齢者・乳幼児・障害者等、災害時要援護者への支援体制を強化します。</li> <li>●災害時要援護者の安全確保を図るため、居住地、社会福祉施設等、避難所での支援について定めます。</li> <li>●災害時要援護者向けの福祉避難所指定のための協定等について示します。</li> </ul>
<b>第12章 緊急輸送活動</b> 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第2節 道路交通管理体制の整備 第3節 道路啓開 第4節 緊急輸送車両等の確保	
<b>第13章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画</b> 第1節 災害救助物資確保計画 第2節 災害対策基金計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県、各市町、関係団体等と連携し、食料、水、燃料等のライフライン維持の体制整備を追加します。</li> </ul>

体 系	主な見直しのポイント
<b>第14章 ボランティア活動の環境整備</b> 第1節 ボランティアの位置付け 第2節 ボランティアの育成 第3節 ボランティアの登録 第4節 ボランティア支援体制の整備 第5節 ボランティアセンターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会と市の連携及び災害ボランティアセンター設置基準、設置の流れについて示します。</li> </ul>
<b>第15章 施設、設備等の応急復旧体制</b> 第1節 公共施設等の応急復旧体制 第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設については、耐震性の強化や応急復旧体制の整備推進を図り、災害時の被害の軽減や被災時の早期復旧のための備えについて示します。</li> </ul>
<b>第16章 危険家屋移転促進対策</b> 第1節 防災のための集団移転促進計画 第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画	
<b>第17章 火災予防対策</b> 第1節 一般火災予防計画 第2節 林野火災予防計画 第3節 出火防止 第4節 初期消火 第5節 消防力の強化	
<b>第18章 交通災害予防対策</b> 第1節 海上災害予防計画 第2節 航空災害予防計画 第3節 陸上交通災害予防計画	
<b>第19章 産業災害予防対策</b> 第1節 化学工場等災害予防計画 第2節 危険物等災害予防計画 第3節 営農災害予防計画 第4節 地下埋設物災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放射性物質の災害予防対策については第21章に記載。</li> </ul>
<b>第20章 津波災害予防対策</b> 第1節 海岸保全施設の整備等 第2節 津波情報体制の整備 第3節 津波監視体制の整備 第4節 避難体制の整備 第5節 津波防災思想の啓発	
<b>第21章 原子力災害予防対策</b> 第1節 原子力災害防災計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国及び県の原子力防災計画の内容と整合性を図りながら、関連法規等に基づき、各機関の責務や対応等を整理します。</li> <li>●「放射性物質取扱事業所における警戒体制の整備」を追加し、災害による放射性物質の漏えい等による事故の発生を未然に防止するための体制を追加します。</li> </ul>

## ◆自主防災組織の育成強化

### ■「自らの身の安全は、自らが守るのが防災の基本」

地域住民による自主防災組織の育成強化、防災知識の向上を目指します。

### ■主な内容

- ・自主防災組織の設置推進
- ・自主防災組織の活動支援・機能強化
- ・自主防災組織の活動の推進
- ・自主防災組織の防災計画の作成
- ・企業防災活動の促進

### ■内容の一部（自主防災組織設置推進のための基本的な考え方）

項目	内容
自主防災組織の意義	災害時には、発生後の初期段階における地域住民による救助が最も有効であることから、身近な地域において自主防災組織を構築することで防災力を高めることにつながる。
自主防災組織の規模	自治会単位、学校区単位等、住民が無理なく活動でき、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織、地理的状况、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。
自主防災組織の育成	自主防災組織を育成する際には、消防団・水防団をはじめとする防災関係機関や学校、事業者等の積極的な協力を得ながら、防災訓練や研修会等を通じて組織の育成を行うとともに、地域の連携を深められるよう取り組む。
自主防災組織の編成	住民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効性ある活動を行うために、コミュニティ団体等の既存の組織を基に自主防災組織を編成する。
自主防災組織の防災計画	組織として実施すべき活動を具体化した自主防災組織の防災計画を作成するとともに、その計画に基づき迅速かつ効果的に防災活動が行えるよう組織内での役割分担を明確にするように努める。
関係団体との協調	消防局、市消防団と連携し、防災に関する知識の普及・啓発に努めるなど、関係機関や団体との協力体制の充実に努める。

## ◆避難予防対策

### ■「災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図る」

住民が的確な避難行動を行えるようにするため、情報発令の基準や避難計画を盛り込みます。

### ■主な内容

- ・避難の流れ ・避難の勧告・指示権者及び時期
- ・避難勧告等の基準・避難勧告等の伝達

### ■内容の一部（避難情報の種類）

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者避難) 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>・上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

## ◆災害時要援護者の安全確保

災害時要援護者は、災害時に必要な情報の入手や身体・生命の安全を確保することが困難になる場合が多いことが予想されます。このため、発災後の安否確認、避難誘導、応急・復旧時の生活について、災害時要援護者の実情に応じた対応と安全確保を図ります。

- ・災害時要援護者の安全確保・安否確認
- ・避難所等における応急支援対策
- ・福祉避難所等の確保と移送
- ・巡回ケア・広報・相談窓口の設置
- ・災害時要援護者向け仮設住宅の供給とケア対策

### ●災害時要援護者とは……

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るため安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々をいう。高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定しています。

## ◆避難所の運営

### ■「過ごしやすい避難所生活のために」

被災者に過度の負担がかからないよう配慮した、的確な避難誘導、避難所の開設等について定めています。運営にあたっての留意点として、主に以下の点に配慮した内容を追加しています。

- ・照明、換気等の生活環境や情報伝達
- ・避難が長期化する場合のプライバシーの確保
- ・男女のニーズの違い、男女双方の視点等（女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置など）
- ・ペットの扱い

## ◆避難所における心と身体のケア

### ■「精神的な安心」

避難所生活の長期化にともなって、避難者には身体的・精神的に多大なストレスが発生します。心と身体の問題の早期解決に着目し、「心」「体」に配慮した内容を盛り込んでいます。

#### 避難所生活の長期化

- ・ 環境の変化等から生じる健康不安や体調の変化（生活不活発病やエコノミークラス症候群など）
- ・ 心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心の健康不安



- ・ 心の健康に関する相談窓口の設置
- ・ 医療関係者（医師・看護師・保健師栄養士等）による  
巡回健康相談災害

## 第3編 災害応急対策計画（風水害等対策編）

本編では、風水害、雪害、火災、交通災害、産業災害が発生、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防御、または災害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関が実施する各対策に係る組織体制、手順などの基本的な事項について、フロー図を用いて示します。

体 系	主な見直しのポイント
<b>第1章 応急活動計画</b> 第1節 市の活動体制 第2節 指定地方行政機関等 防災関係機関の活動体制 第3節 支援活動体制 第4節 災害対策総合連絡本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 準備体制、警戒体制、本部体制等の効果的な運用を図ります。</li> <li>● 最新の機構に則した災害対応業務の事務分掌の見直しを行います。</li> </ul>
<b>第2章 災害情報の収集・伝達計画</b> 第1節 災害情報計画 第2節 災害情報収集・伝達計画 第3節 通信運用計画 第4節 災害時の放送 第5節 広報計画	
<b>第3章 事前措置及び応急公用負担計画</b> 第1節 事前措置計画 第2節 応急公用負担計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事前措置及び応急公用負担計画は山口県の防災計画掲載事項</li> </ul>
<b>第4章 救助・救急、医療等活動計画</b> 第1節 救助・救急計画 第2節 医療等活動計画 第3節 集団発生傷病者救急医療対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動本部」（県が設置）について記載します。</li> </ul>
<b>第5章 避難計画</b> 第1節 避難勧告・指示 第2節 避難所の設置運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「避難の勧告及び指示」について、実施責任者、勧告・指示、災害の種類、実施要件根拠法の内容を整理します。</li> <li>● 「発令時の状況及び住民に求める行動」を追加し、避難勧告等の発令時の状況及び住民に求める行動をより明確に整理します。</li> <li>● 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の発令基準の目安を明確にし、適切に避難情報を伝達できるようにし、避難体制の強化を図ります。</li> <li>● 「避難の流れ」を追加し、住民の適切な避難行動の内容をできる限り具体的に記載します。</li> <li>● 避難所の管理について、避難者の精神的なケア、高齢者、女性及び子育てのニーズ等を踏まえた避難所運営について記載します。</li> </ul>
<b>第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</b> 第1節 活動体制 第2節 活動内容 第3節 応援要請 第4節 各機関への出動要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害類型に応じた活動拠点の確保、整備について追加します。</li> </ul>

体 系	主な見直しのポイント
<b>第7章 応援要請計画</b> 第1節 相互応援協力計画 第2節 自衛隊災害派遣要請計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県・市町間への応援要請依頼、自衛隊への通知方法を明確にするとともに、協定に基づく防災関係機関等への応援担当を定め、応援・協力の受け入れ、また、市が応援する場合の手順を示します。</li> </ul>
<b>第8章 緊急輸送計画</b> 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第2節 緊急道路啓開 第3節 輸送車両等の確保 第4節 災害救助法による輸送基準 第5節 交通規制 第6節 臨時ヘリポート設定計画	
<b>第9章 災害救助法の適用計画</b> 第1節 災害救助法の適用 第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画	
<b>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</b> 第1節 食料供給計画 第2節 飲料水供給計画 第3節 生活必需品等の供給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者・乳幼児以外にも女性ニーズへの配慮に関して記載を追加します。</li> <li>● 個人からの支援物資について、受け入れに関する指針を作成します。</li> <li>● GISを活用した物資等の供給状況の把握に努めることを記載します。</li> </ul>
<b>第11章 保健衛生計画</b> 第1節 防疫及び食品衛生監視 第2節 遺体の処理計画 第3節 清掃計画	
<b>第12章 応急住宅計画</b> 第1節 応急仮設住宅の供与 第2節 被災住宅の応急処理 第3節 建設資機材等の調達 第4節 公営住宅の応急処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「被災宅地危険度判定制度の整備」を追加します。</li> <li>● 民間住宅の確保について業界団体に協力の必要性を考慮します。</li> </ul>
<b>第13章 水防計画</b> 第1節 計画の目的及び性格 第2節 水防実施機関の業務及び責任 第3節 職員の配備体制及び所掌事務 第4節 気象状況等の連絡系統 第5節 水位、雨量等の連絡系統 第6節 水防用備蓄器具、資材の整備、確保 第7節 水位の通知、洪水予防及び避難判断水位（特別警戒水位）の通知 第8節 水防警報 第9節 水防活動 第10節 公用負担 第11節 水防標識、水防信号、身分証票 第12節 水防訓練 第13節 水防協力団体	
<b>第14章 災害警備計画</b> 第1節 陸上警備対策 第2節 海上警備対策	
<b>第15章 災害時要援護者支援計画</b> 第1節 避難誘導・避難所の管理等 第2節 保健・福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の管理について、避難者の精神的なケア、高齢者、女性及び子育てのニーズ等を踏まえた避難所運営など、災害時要援護者や女性の視点に配慮することを記載します。</li> </ul>

体 系	主な見直しのポイント
<b>第16章 ボランティア活動支援計画</b> 第1節 山陽小野田市災害ボランティアセンターの活動 第2節 市のボランティア活動支援 第3節 市のボランティア受入れ体制 第4節 専門ボランティアの支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会と連携したボランティアの受け入れ、支援について示します。</li> </ul>
<b>第17章 応急教育計画</b> 第1節 文教対策 第2節 災害応急活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼児・児童・生徒の安全確保を第一に、被災後の教育・援助等について示します。また、事前予測が難しい急激な豪雨や雷、竜巻等に登下校時や在校時に遭遇した場合の活動についても示します。</li> </ul>
<b>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画</b> 第1節 電力施設 第2節 ガス施設 第3節 水道施設 第4節 下水道施設 第5節 電気通信設備 第6節 工業用水道施設	
<b>第19章 公共施設等の応急復旧計画</b> 第1節 公共土木施設 第2節 公共施設 第3節 鉄道施設	
<b>第20章 雪害対策計画</b> 第1節 道路鉄道除雪計画 第2節 孤立対策計画	
<b>第21章 火災対策計画</b> 第1節 火災防ぎょ計画 第2節 林野火災対策計画	
<b>第22章 交通災害対策計画</b> 第1節 海上災害対策計画 第2節 航空災害対策計画 第3節 陸上交通災害対策計画	
<b>第23章 産業災害対策計画</b> 第1節 化学工場等災害対策計画 第2節 ガス災害対策計画 第3節 農産物対策計画 第4節 家畜管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模事故、危険物事故、大規模火災、その他の原因により、市民生活に重大な被害を及ぼす事態が発生した場合の応急対策を盛り込み、市の活動の位置づけや体制、関係機関相互の情報収集と市民への広報等を明確にしていきます。</li> <li>●原子力災害について災害対策本部設置や動員、県や他市町等との連携、災害情報の収集・伝達システムを定めます。</li> <li>●災害復旧に係る事項として、立入制限等の解除、風評被害等の影響の軽減対策、心身の健康に対する相談窓口の設置について定めます。</li> </ul>
<b>第24章 山口県広域消防応援・受援基本計画</b> 第1節 県内発災に係る共通事項 第2節 県内広域消防応援計画 第3節 広域消防受援計画 第4節 山口県緊急消防援助隊応援等実施計画	



## 第4編 災害応急対策計画（地震・津波対策編）

本編では、地震、津波災害が発生した場合、災害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関が実施する各対策に係る組織体制、手順などの基本的な事項について、東日本大震災以降、国や県で検討された結果を踏まえ、フロー図を用いて示します。

体 系	主な見直しのポイント
<b>第1章 応急活動計画</b> 第1節 市の活動体制 第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制 第3節 支援活動体制	
<b>第2章 災害情報の収集・伝達計画</b> 第1節 災害情報計画 第2節 災害情報収集・伝達計画 第3節 通信運用計画 第4節 災害時の放送 第5節 広報計画	
<b>第3章 救助・救急、医療等活動計画</b> 第1節 救助・救急計画 第2節 医療等活動計画	→風水害等対策編と同様の視点で地震・津波災害に則した修正をします。
<b>第4章 避難計画</b> 第1節 避難勧告・指示 第2節 避難所の設置運営	●東日本大震災において課題となった生活不活発病の発生と対策の実施について記載します。  →その他については、風水害等対策編と同様の視点で地震・津波災害に則した修正をします。
<b>第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</b> 第1節 活動体制 第2節 活動内容 第3節 応援要請 第4節 各機関への出動要請	→風水害等対策編と同様の視点で地震・津波災害に則した修正をします。
<b>第6章 応援要請計画</b> 第1節 相互応援協力計画 第2節 自衛隊災害派遣要請計画	●県・市町間への応援要請依頼、自衛隊への通知方法を明確にするとともに、協定に基づく防災関係機関等への応援担当を定め、応援・協力の受け入れ、また、市が応援する場合の手順を示します。
<b>第7章 緊急輸送計画</b> 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第2節 緊急道路啓開 第3節 輸送車両等の確保 第4節 災害救助法による輸送基準 第5節 交通規制 第6節 臨時ヘリポート設定計画	
<b>第8章 災害救助法の適用計画</b> 第1節 災害救助法の適用 第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画	
<b>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</b> 第1節 食料供給計画 第2節 飲料水供給計画 第3節 生活必需品等の供給計画	→風水害等対策編と同様の視点で地震・津波災害に則した修正をします。

体 系	主な見直しのポイント
<b>第10章 保健衛生計画</b> 第1節 防疫及び食品衛生管理 第2節 遺体の処理計画 第3節 清掃計画	
<b>第11章 応急住宅計画</b> 第1節 応急仮設住宅の供与 第2節 被災住宅の応急処理 第3節 建設資機材等の調達 第4節 公営住宅の応急修理 第5節 被災建築物の地震後の対策	●被災建築物の地震後の対策は山口県の防災計画掲載事項
<b>第12章 水防・消防、危険物等対策計画</b> 第1節 水防活動計画 第2節 消防活動計画 第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	
<b>第13章 災害警備計画</b> 第1節 陸上警備対策 第2節 海上警備対策	
<b>第14章 災害時要援護者支援計画</b> 第1節 要援護者支援体制の確立 第2節 避難誘導・避難所の管理等 第3節 保健・福祉対策	→風水害等対策編と同様の視点で地震・津波災害に則した修正をします。
<b>第15章 ボランティア活動支援計画</b> 第1節 山陽小野田市災害ボランティアセンターの活動 第2節 市のボランティア活動支援 第3節 市のボランティア受入れ体制	→風水害等対策編と同様の視点で地震・津波災害に則した修正をします。
<b>第16章 応急教育計画</b> 第1節 文教対策 第2節 学校施設等の防災対策 第3節 災害応急活動	→風水害等対策編と同様の視点で地震・津波災害に則した修正をします。
<b>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画</b> 第1節 電力施設 第2節 ガス施設 第3節 水道施設 第4節 下水道施設 第5節 電気通信設備 第6節 工業用水道施設	
<b>第18章 公共施設等の応急復旧計画</b> 第1節 公共土木施設 第2節 公共施設 第3節 鉄道施設	
<b>第19章 山口県広域消防応援・受援基本計画</b> 第1節 県内発災に係る共通事項 第2節 県内広域消防応援計画 第3節 広域消防受援計画 第4節 山口県緊急消防救助隊応援等実施計画	

体 系	主な見直しのポイント
<p><b>第20章 東南海・南海地震防災対策推進計画</b></p> <p>第1節 東南海・南海地震の概要</p> <p>第2節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第3節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第5節 防災訓練計画</p> <p>第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p>	<p>●東南海・南海地震防災対策推進計画は山口県の防災計画記載事項</p>

## ◆地震・津波に関する予防・応急対策

### ■「最大クラスの地震・津波」への対応、「正しく恐れる」ことの大切さ

東日本大震災で得られたデータを含め、国では、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計しています。東日本大震災の教訓から、命を守ることを最優先として、この最大クラスの津波への対応を目指す必要があります。

しかし、この地震・津波の発生頻度は極めて低く、心配しすぎることも問題であり、最大クラスの津波の高さや津波到達時間が、避難するのに厳しいからといって、避難を諦めることは、避けなければなりません。これまで取り組んできた避難訓練などが無意味になるものではなく、条件が厳しくなったと受け止め、「非常に大きな津波が起こりうるということ」を念頭に置き、「強い揺れが起きたら逃げる」ということを一人ひとりがしっかりと認識し、「正しく恐れる」ことが必要です。

### ■山口県内の最大津波高・最短到達時間及び最大震度

市町名	最大津波高 (満潮時) (m)	津波の最短到達時間 津波高+1m (分) (満潮位を引いた津波高)	最大震度
下関市	4	219	5弱
宇部市	4	152	5強
山口市	5	133	5強
萩市	—	—	5弱
防府市	4	123	5強
下松市	4	111	6弱
岩国市	3	216	6強
光市	5	106	6弱
長門市	—	—	5弱
柳井市	5	92	6弱
美祢市	—	—	5弱
周南市	5	124	6弱
<b>山陽小野田市</b>	<b>4</b>	<b>218</b>	<b>5強</b>
周防大島町	4	108	6弱
和木町	3	209	6弱
上関町	4	109	6弱
田布施町	4	113	6弱
平生町	5	114	6弱
阿武町	—	—	5強

## ■求められる主な津波対策

- 1 素早い避難は最も有効かつ重要な津波対策である
- 2 津波による人的被害を軽減するには、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となる
- 3 海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は全て素早い避難の確保を後押しする対策として位置付けるべきものである

## ◆津波情報の種類

- ・津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に気象庁から発表される。
- ・津波情報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが放送される。
- ・津波情報には、3種類ある。

津波情報	内容
大津波警報	高いところで3m程度以上の津波が予想される場合に発表
津波警報	高いところで2m程度の津波が予想される場合に発表
津波注意報	高いところで0.5m程度の津波が予想される場合に発表

## ◆津波発生時の避難行動について特に住民が留意すべき事項

- 1 強い地震  
強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 情報の入手  
正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- 3 津波警報、注意報  
地震を感じなくても津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。海外保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
- 4 津波への警戒  
津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除までは気をゆるめない。
- 5 家庭内での取り決め  
家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールを取り決めておく。

◆地震情報の種類

地震情報の種類	内 容
緊急地震速報	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と推定された場合に発表。地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名と強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域及び震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）を発表。
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

## ◆地震発生時の避難行動について特に住民が留意すべき事項

- (1) 自分の身と家族の身の安全を守る  
揺れを感じたら、丈夫なテーブルや机の下に隠れ、身を守る。
- (2) グラッときたら火の始末、火が出たらすばやく消火する  
ア 調理器具、暖房器具、ガス器具、ストーブ等で火を使用している場合は、すぐに火を消し、ガス器具の元栓をしめ、電気器具の電源プラグを抜くなどする。  
イ 火が出たらすばやく消火する。
- (3) あわてて外に飛び出さない  
地震が起きたからといって、むやみに外に飛び出すのは危険であるため、身の安全と火の始末を図った上で周囲の状況をよく確かめて、落ち着いて行動する。
- (4) 窓や扉を開けて出口の確保  
地震によって建物が歪み、部屋に閉じ込められることがある。いち早く扉や窓を開けて出口を確保する。
- (5) 戸外では頭を保護し危険なものから身をさける  
屋外にいるとき地震が起きたら、ブロック塀が倒れたり看板が落ちてきたりするため、安全な建物か近くの広い場所へ避難する。
- (6) 店舗などでは係員の指示に従う  
大勢の人が集まる場所ではパニックが起きる心配があるため、巻き込まれないように、冷静な行動を心がける。
- (7) 自動車は左側に寄せて停車、規制区域では運転禁止  
ハンドルをしっかりとつかみ、徐々にスピードを落として車を道路の左側に停める。車を止めたら、カーラジオの情報により行動をとる。車から降りて避難をするときは、車のキーを付けたまま、ドアをロックせずに、避難する。
- (8) 山崩れ・がけ崩れに注意  
山崩れ・がけ崩れの危険のある地域ではすばやく避難する。
- (9) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする  
自動車を使うと、渋滞を引き起こし、消火活動や救助活動の妨げになるため、避難は徒歩で、荷物は必要最小限のものだけにする。
- (10) デマに惑わされない、正しい情報で行動  
災害時はうわさやデマでパニックに陥りやすくなるため、報道機関や市、消防・警察からの情報に注意する。
- (11) 隣近所で助け合う  
地震が発生した後は、近隣の安全を確認し、救出したり、声を掛け合ったり、秩序を守って行動する等、近隣で協力して助け合う。

## 第5編 復旧・復興計画

災害発生後民心の安定、社会・経済活動の早期回復を図り、被災した各施設の復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とします。また、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置及び復興計画について定めます。

体 系	主な見直しのポイント
<p><b>第1章 被災者の生活再建計画</b>            第1節 被災者生活再建支援法の適用計画            第2節 被災者の生活確保            第3節 義援金及び見舞品の受入れ・配分            第4節 生活必需品、復旧資材等の供給</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者・乳幼児以外にも男女共同参画、子ども、子育て家庭へ配慮して記載します。</li> <li>● 円滑な罹災証明書の発行などに役立てられ、全国的に関心が高まり、国も整備を進めている「被災者支援システム構築の検討」について追加します。</li> <li>● 災害応急対策を実施した後、市が施設の被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画の策定に関する記載を追加します。</li> <li>● 応急生活対策では、被災直後から応急危険度判定を実施し、迅速な被災家屋調査及びり災証明書の発行、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅等の確保を図ります。</li> <li>● 他の県や市町村に避難している方に対して、市から見舞金等の各種給付の連絡、国民健康保険証の再発行など、重要なお知らせを届けられるよう整備します。</li> <li>● 復興に際して市民、事業者・商店会等による市民組織づくりを進め、災害復興基本計画や復興まちづくり計画の策定過程への参画を推進し、行政と協働して復興のための取組を実施します。</li> <li>● 復興本部は、県と協力し市民の生活を災害発生前の状態に戻し、その安定を図ることに加え、防災性を考慮した住宅、くらし、産業に関する復興対策を市民、事業者、まちづくり関係団体、NPO等と協働して推進します。</li> <li>● 復興本部は、復興対策の進捗状況に応じて、各部と連携・協力して被災者総合相談所を設置します。</li> <li>● 被災後速やかに、都市復興の方向性を示した都市復興基本方針を策定し、計画的な市街地の復興に努めることとすることを定めます。</li> <li>● 義援金品の受入れ・配分窓口の開設、配分について規定を定めます。</li> </ul>



体 系	主な見直しのポイント
<b>第2章 公共施設の災害復旧・復興</b> 第1節 公共施設災害復旧の基本方針 第2節 災害復旧事業の推進 第3節 計画的な復興	
<b>第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画</b> 第1節 被災中小企業者の援助措置 第2節 被災農林漁業関係者の援助措置	
<b>第4章 金融計画</b> 第1節 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 第2節 非常金融措置	

## 4. 資料編

---

### 資料編目次（案）

#### 1 防災組織

- (1) 山陽小野田市防災会議条例
- (2) 山陽小野田市防災会議運営要綱
- (3) 山陽小野田市災害対策本部条例
- (4) 山陽小野田市災害対策本部設置要綱
- (5) 山陽小野田市防災会議委員名簿
- (6) 防災関係機関一覧
- (7) 災害拠点病院等一覧
- (8) 宇部・山陽小野田消防局の組織
- (9) 山陽小野田市消防団の組織
- (10) 赤十字奉仕団の現況

#### 2 観測、予報施設

- (1) 気象注意報・警報発表基準
- (2) 水位観測所及び通報水位、警戒水位
- (3) 自記潮位観測所一覧
- (4) 雨量観測所一覧
- (5) 地震観測施設一覧

#### 3 通信施設

- (1) 山陽小野田市防災無線番号一覧
- (2) 防災携帯電話番号表

#### 4 災害危険区域

- (1) 重要水防箇所
  - ① 河川関係
  - ② 海岸関係
- (2) 地すべり危険箇所
- (3) 危険ため池一覧
- (4) 山地災害危険地区
  - ① 山腹崩落危険地
  - ② 崩壊土砂流出危険地
- (5) 土石流災害危険区域
- (6) 土砂災害警戒区域
  - ① 地区別指定箇所・指定数一覧

② 種類別指定箇所一覧

ア 急傾斜地の崩壊

イ 土石流

ウ 地滑り

(7) 砂防指定地関係災害危険区域

(8) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜指定箇所一覧）

(9) 災害による孤立危険区域

(10) 水防警報区域

① 河川関係

② 海岸関係

(11) 用途地域、防火地域、準防火地域等指定一覧

(12) 消防関係防火対象物の現況

5 危険物の所在

(1) 消防法関係危険物製造所、貯蔵所、取扱所等所在数

(2) 危険物等の主要事業所

(3) 危険物（石油類）、高圧ガス製造、取扱工場等所在状況

(4) 毒物劇物製造所

(5) 放射性物質の所在状況

(6) 火薬庫所在状況

6 避難予定場所

(1) 災害時避難場所一覧

(2) 広域避難場所一覧

7 防災物資・施設・資機材

(1) 市所有車両一覧

(2) 火葬場現況一覧

(3) 下水処理場一覧

(4) 排水機場一覧

(5) 樋門・水門・堰一覧

(6) 海岸保全施設（陸閘）一覧

(7) ごみ収集・し尿処理車保有状況

(8) 一般廃棄物処理施設の状況

(9) 一般廃棄物最終処分場の状況

(10) し尿処理施設の状況

(11) 水道事業者防災関係物資等備蓄状況一覧

(12) 消防車両等一覧

(13) 自衛消防力の現況

(14) 消防水利の現況

(15) 化学消火剤及び油処理剤等の所在状況

- (16) 水防倉庫資機材の現況
- (17) 防災倉庫資機材の現況
- (18) 位置図（水位観測所、潮位観測所、雨量観測所、地震観測所、災害時避難場所、広域避難場所、排水機場、樋門・水門・堰、海岸保全施設（陸閘）

## 8 輸送

- (1) 緊急通行車両標章
- (2) 港湾施設一覧

## 9 応援協定

## 10 災害時対応マニュアル

## 11 その他

- (1) 自主防災組織の現況
- (2) 電力施設の現況
- (3) 臨時ヘリポート一覧
- (4) 指定文化財一覧
- (5) 災害救助法による救助基準

## 12 様式集